

三条市道路位置指定（変更、廃止）の 取扱基準

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条及び第10条並びに三条市建築基準法施行細則（平成4年規則第1号）の規定に基づく道路の位置の指定（変更、廃止）の取扱基準を次のとおり定める。

1 申請手続

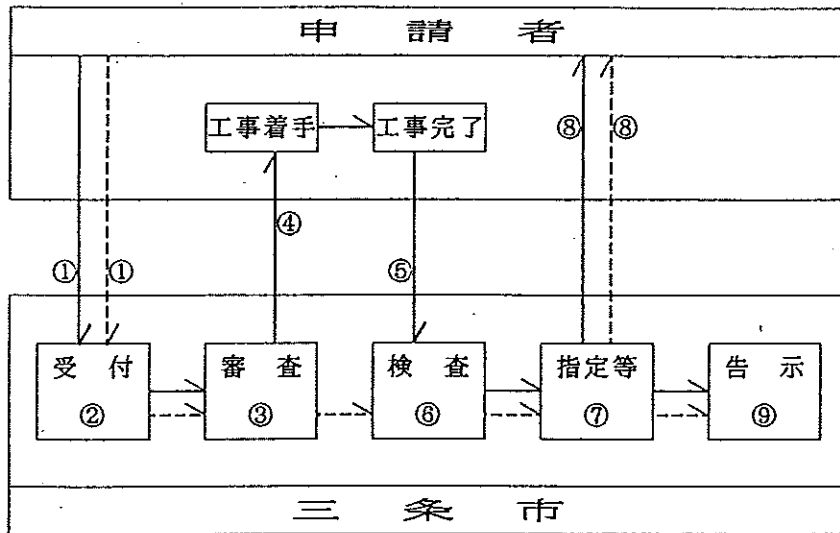
(1) 道路位置の指定及び変更の申請手続

- ア 道路位置の指定又は変更を受けようとする者は、道路位置の指定（変更・廃止）申請書（以下「申請書」という。）1部、道路位置の指定（変更・廃止）通知書（以下「通知書」という。）2部にそれぞれ関係図書を添え市長へ提出する。
- イ 市長は、申請書及び添付図書の内容が三条市道路位置指定（変更、廃止）の取扱基準（以下「取扱基準」という。）に適合しているものについては、道路位置の指定・変更申請書の受理通知書（第1号様式。以下「受理通知書」という。）を交付する。
- ウ 申請者は、受理通知書を受けた後に指定道路の築造に着手する。
- エ 申請者は、指定道路の築造が完了したときは、道路築造報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出する。
- オ 申請者は、報告書を提出した後、市の完了検査を受ける。
- カ 市長は、完了検査の結果、取扱基準どおりに築造されていると確認したときは、通知書を交付する。

(2) 道路位置の廃止の申請手続

- ア 道路位置の廃止を受けようとする者は、申請書1部、通知書2部にそれぞれ関係図書を添え市長へ提出する。
- イ 市長は、申請書及び添付図書の内容が取扱基準に適合しているものについては、現地検査を行う。
- ウ 市長は、現地検査の結果、取扱基準どおりに廃止できると確認したときは、通知書を交付する。

図－事務処理のフロー



・指定及び変更の場合（——→）

- ① 申請書1部、通知書2部提出 ② 受付（提出書類確認） ③ 内容審査
 ④ 受理通知書交付 ⑤ 報告書1部提出 ⑥ 完了検査
 ⑦ 指定又は変更処分 ⑧ 通知書交付 ⑨ 市揭示場に告示

・廃止の場合（-----→）

- ①②③⑧⑨ 上記と同じ ⑥現地検査 ⑦ 廃止処分

2 申請書、通知書の作成要領

(1) 申請者

法第42条第1項第5号に定める道路を築造、変更又は廃止をしようとする者をいう。

(2) 築造主

申請者をいう。

(3) 代理人

申請に関する事項についての一切の責任を持つ者をいう。

なお、代理人を設定する場合は、申請に関する事項の一切を委任する旨の委任状を申請書に添付すること。

(4) 図面作成者

建築士、測量士又は土地家屋調査士等の図面を正確、明瞭に作成することができる者とする。

(5) 指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）

ア 指定道路が屈曲又は幅員が異なるごとに、添付図面と一致した符号、幅員及び延長を単位メートルで記載する。（小数点以下第2位までとする。）

イ 「関係地名地番」は道路の敷地（指定道路及びその側溝の外構等を含めた敷地をいう。以下同じ。——図一道路の敷地と指定道路のとり方参照）となる土地の地名地番を土地登記簿に記載されているとおりに記載し、当該部分が一筆の土地の一部分に位置する場合は「〇〇〇番の内」とする。

なお、当該部分を分筆する計画の場合は、分筆登記後のものとする。

ウ 自動車の転回広場は、各転回広場ごとに添付図書と一致した符号、面積及び関係地番を記載する。（単位は平方メートルとし、小数点以下第2位までとする。）

(6) 指定道路の標示方法

指定道路と他の部分との境界を明確に示す方法（側溝、コンクリート杭等）を記載する。

3 添付図書の作成要領

(1) 関係図書として申請書に次の図書を、又通知書にその写しを添付する。

図書の名称	該当する申請		
	指定	変更	廃止
附近見取図	○	○	○
公図写し	○	○	○
土地利用計画図	○	○	○
求積図	○	○	
道路縦横断面図	○	○	
各部詳細図	○	○	
関係権利者の承諾書	○	○	○
その他の必要な添付図書	○	○	○

(2) 各図面は、原則として次の作成要領による。

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
附近見取図	1/3,000 以上	1 方位 2 縮尺 3 地形 4 附近の目標及び建築物の状況 5 街区 6 既存道路 7 指定道路の位置及びこれを利用する土地の範囲	指定道路（赤）、これを利用する土地を（青）で明示する。

図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
公 図 写 し	公図の とおり	1 方位（附近見取図と一致させる） 2 縮尺 3 地目、地名、地番、地番界 4 指定道路の位置及びこれを利用する土地の範囲 5 指定道路及び指定道路以外の道路の敷地となる土地の各権利者名 6 道路の敷地に隣接する土地の各権利者名	指定道路（赤）、これを利用する土地を（青）で明示する。 （注）図一道路の敷地と指定道路のとり方を参照
土地利用 計画図	1/300以上	1 方位 2 縮尺 3 地目、地名、地番、地番界 4 公共用地（水路、農道等） 5 取付け道路の種別、幅員（指定を受けた道路に取付ける場合は申請者、指定年月日、指定番号） 6 指定道路及び指定道路以外の道路の敷地の位置、幅員、延長、勾配 7 すみ切り、転回広場の寸法 8 指定道路及び指定道路以外の道路の敷地となる土地の各権利者名 9 道路の敷地に隣接する土地の各権利者名 10 側溝等排水施設の位置、形状、各寸法 11 勾配、流水方向、吐口位置 12 放流先の名称、構造及び寸法 13 崖、擁壁等の位置、形状 14 土地の高低その他地形上の特記すべき事項 15 道路を利用する土地の形状、その土地に係る建築物の用途、敷地の区画割及び面積 16 既存建築物の配置、用途及び出入口の方向	指定道路（赤）、これを利用する土地を（青）で明示する。

図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
		17 廃止・変更の場合は、その道路の位置と、廃止・変更後の予定建築物を含む建築物の敷地の使用関係	
求 積 図	1/300以上	1 縮尺 2 指定道路及びこれを利用する土地の面積	
道路縦横 断面図	1/30 ~ 1/50 (縦断面) 1/100 ~ 1/500	1 縮尺 2 指定道路の延長、幅員、勾配 3 路面等の詳細 4 側溝の位置、形状、寸法等	・幅員、構造別に明記する ・擁壁、路肩等の部分も含めて明記する
各部詳細図	1/30 ~ 1/50	1 指定道路内の橋渠等	

注 各図面には作成者の記名押印、作成年月日を記載し、作成者が建築士、測量士又は土地家屋調査士等の資格を有する場合は、各図面にその資格を付記する。

(3) 承諾書の作成

ア 承諾を必要とする範囲

(7) 道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者

(イ) 政令第144条の4第1項第1号口の公園等に接続する場合は、当該公園等の権利者

(ウ) 接続道路に関して権利を有する者

イ 承諾を必要とする権利者

所有権、地上権、抵当権、仮登記権又は賃借権のそれぞれの権利を有する者。ただし、アの(イ)及び(ウ)については、所有者又は管理者等の通り抜け、又は接続することを承諾する権限を有する者

ウ 承諾書

(7) 各権利について、承諾者の住所、氏名、承諾年月日、その権利の存する土地の地名及び地番を記載し、かつ、承諾印を押印する。

なお、住所は現住所とし、承諾印は印鑑登録したものを使用する。

(イ) 親権者又は法定代理人のいる場合は、ウの(7)と同様に記載押印する。

エ その他の添付書類

(7) 承諾書に押印された各承諾印の印鑑証明書(3か月以内)

(イ) 道路の敷地となる土地の各筆の土地登記簿謄本(3か月以内)

(ウ) 道路の敷地となる土地に公有地が含まれる場合は、占用許可書(払い下げ、使用等を許可したことを証する書類の写し)

(エ) 道路の敷地となる土地に農地が含まれる場合は、農地転用許可書の写し

(オ) 道路の敷地となる土地の権利者が死亡等により不在で登記簿上の権利がまだ転移されていない場合には、その土地を相続する権利がある者全員の承諾書

(カ) その他必要参考資料

4 道路の位置の変更、廃止

(1) 法第43条の規定に抵触する敷地が生じることがなく、指定を受けた道路の敷地の土地に関して権利を有する者の承諾を得る。

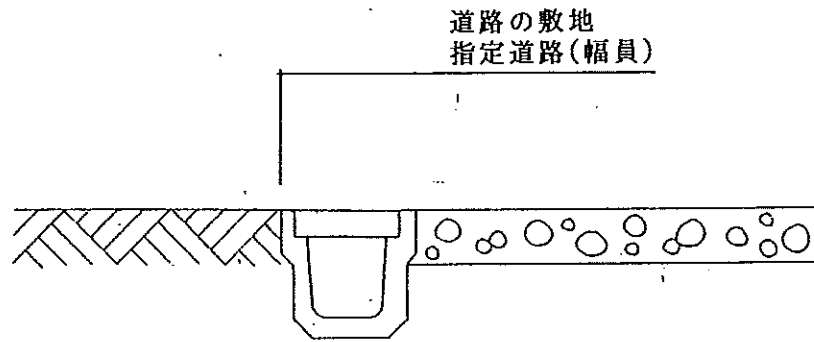
(2) 指定を受けた道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めない。

(3) 指定を受けた通り抜け道路の一部廃止は、原則として認めない。

(4) 指定を受けた道路の廃止により路地状となる敷地が生じる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にし、借地の場合は建築物の敷地として使用することの承諾を得る。

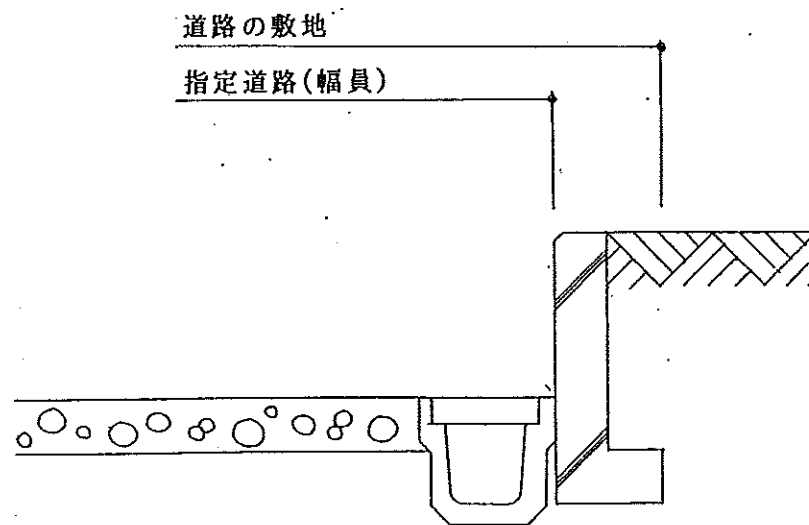
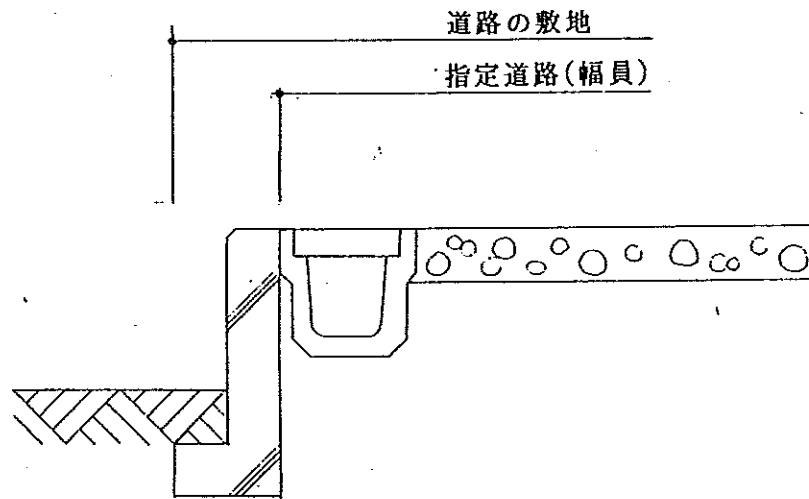
図一 道路の敷地と指定道路のとり方

1 平坦地の場合

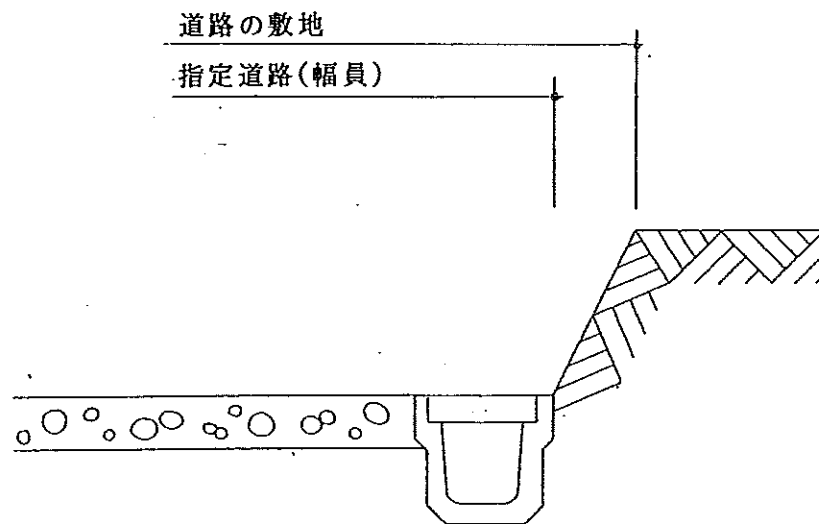
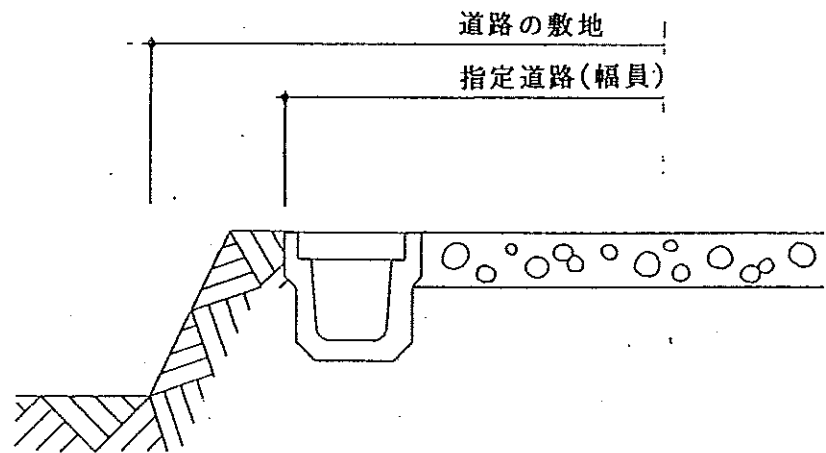


2 高低差がある場合

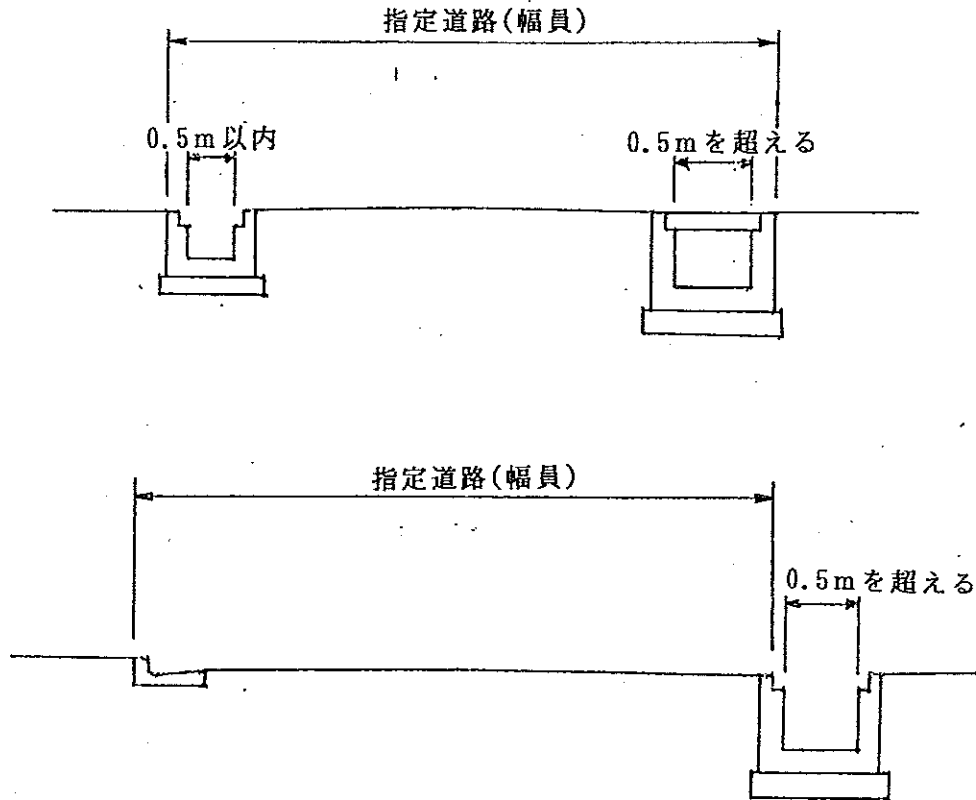
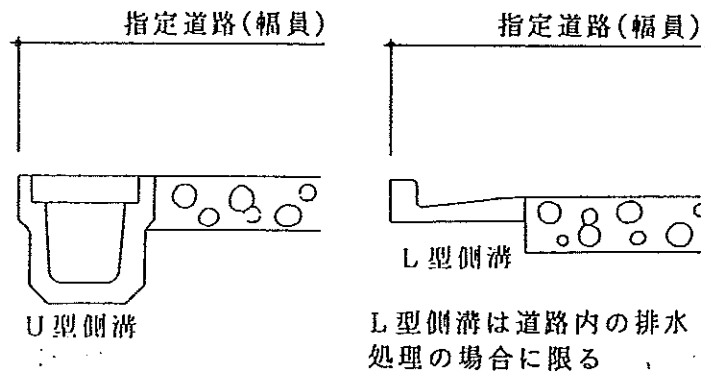
(1) 道路のための擁壁



(2) 道路のための法

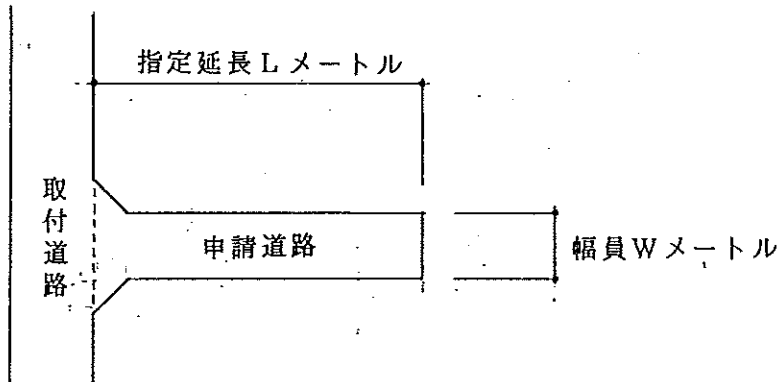


[参 考]



5 指定の技術基準

- (1) 指定を受けようとする道路は、法第42条の道路に接続するものでなければならない。
 なお、政令第144条の4第1項第1号ホの取扱いについては、次による。

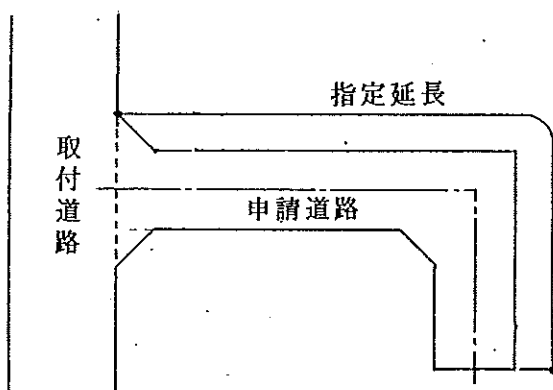


幅員 W	政令第144条の4第1項第1号ホの取扱
4.0 m以上4.5 m未満	Lが3.5 mまで、転回広場不要
4.5 m以上5.0 m未満	Lが4.0 mまで、転回広場不要
5.0 m以上5.5 m未満	Lが5.0 mまで、転回広場不要
5.5 m以上6.0 m未満	Lが6.0 mまで、転回広場不要

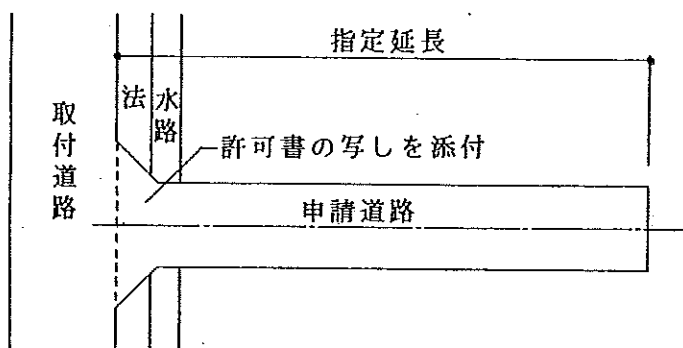
- (2) 政令第144条の4第1項第3号の取扱いについては、原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とする。ただし、やむを得ず砂利敷とする場合は、厚15 cm以上とする。
- (3) 政令第144条の4第1項第5号の側溝の取扱いについて
- ア 両側蓋掛のU字溝を原則とする。
 - イ 申請図面に側溝の位置及び排水方向（矢印で示す）を記入する。
 - ウ 側溝の大きさは、呼称250以上のU字溝を原則とする。現場打側溝の場合もU字溝に準じた寸法とし、又はやむを得ず片側側溝とする場合は、寸法を割増ししたものを使用する。
- (4) 幅員について
- ア 幅員は、道の中心線に直角に計るものとする。
 - イ 幅員は、各部分について4メートル以上なければならないものとする。

(5) 指定延長の計り方

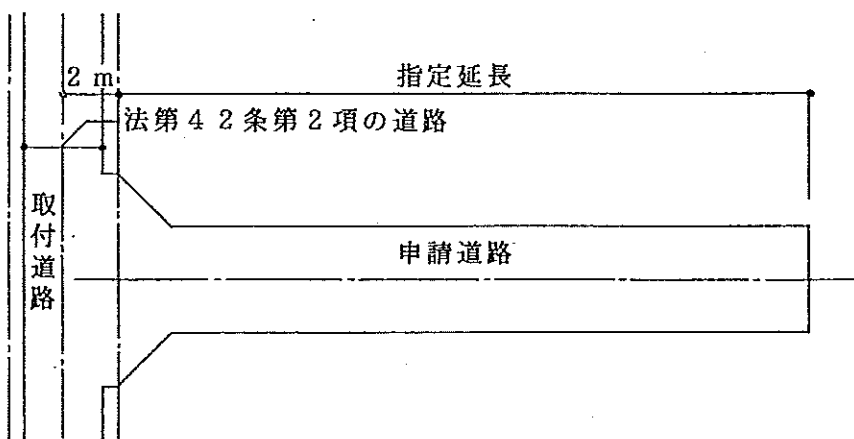
ア 道路の各部分の中心線の長さとする。



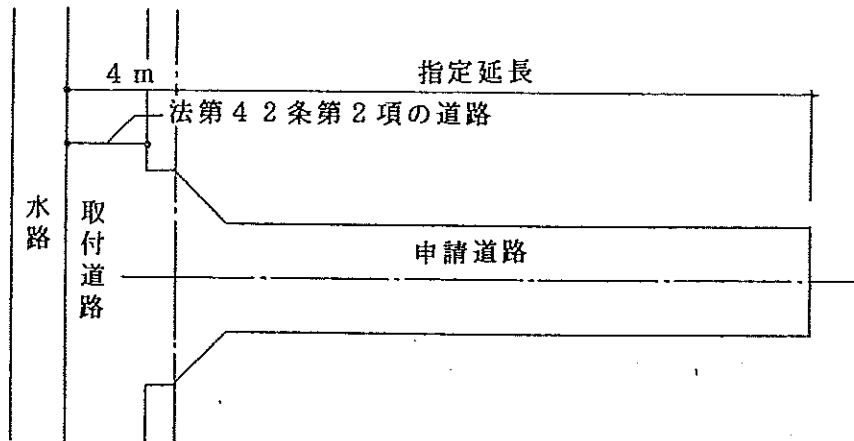
イ 官地（水路、法面等）を含む場合の延長は、官地部分を含むものとする。



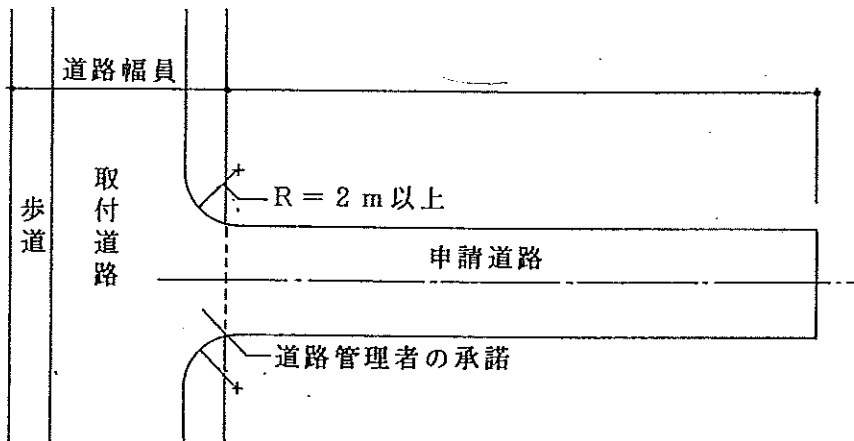
ウ 法第42条第2項による道路（1. 8メートル以上4メートル未満）に取り付ける道路の延長は、道路の中心線から2メートルの後退線から計るものとする。



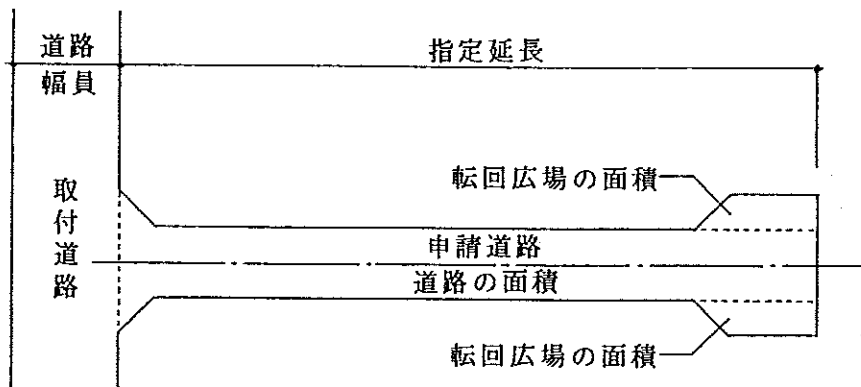
反対側に水路等がある場合は、水路から片押しに4 mをとること。



エ 歩道のある道路に接続する場合は、道路管理者の承諾を受けなければならない。

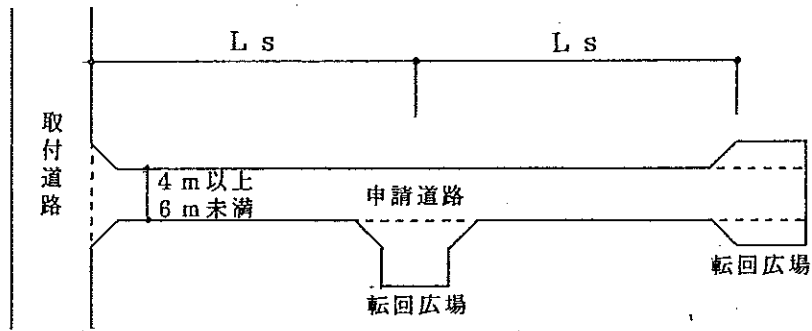


オ 転回広場がある場合



(6) 転回広場について

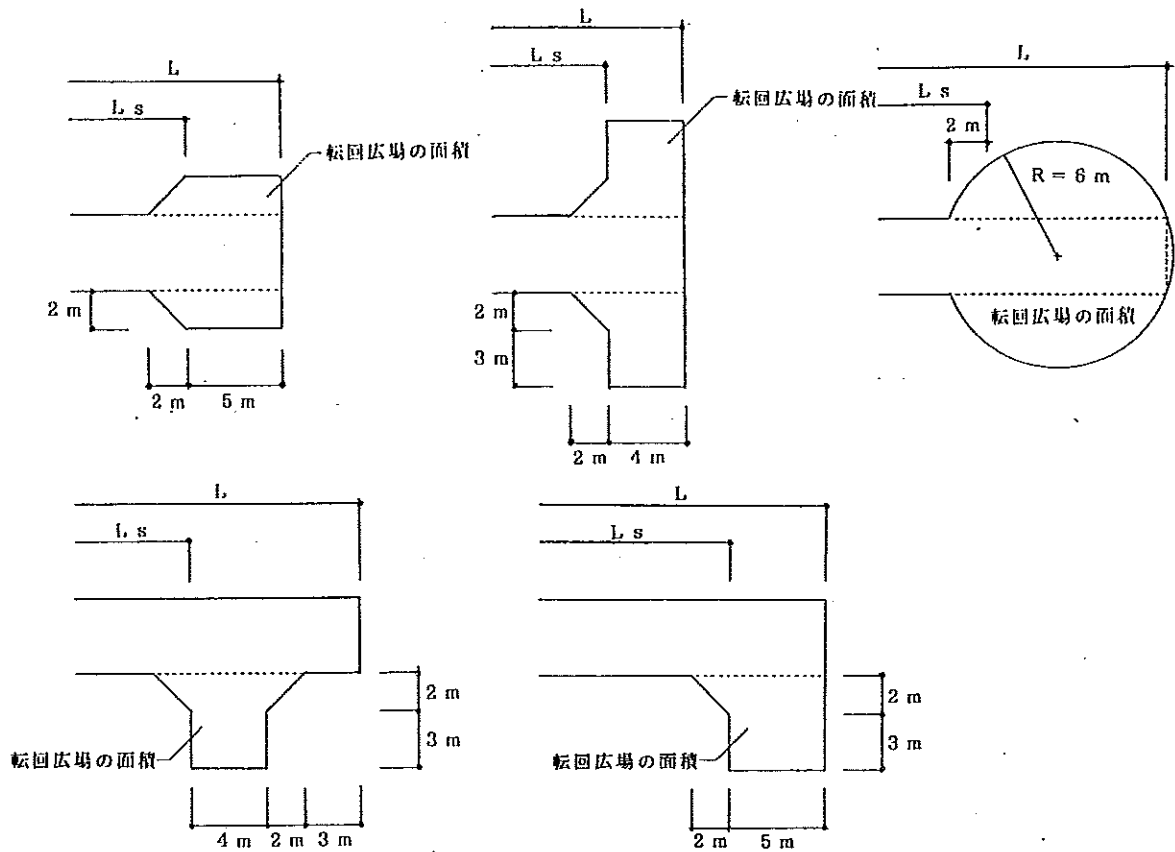
転回広場は、縁石、側溝等を用いて表示する。



$L s$ は 5 (1) の表の長さ以下とする。

転回広場から終端までの距離が 10 メートル以下の場合、終端の転回広場は不要とする。

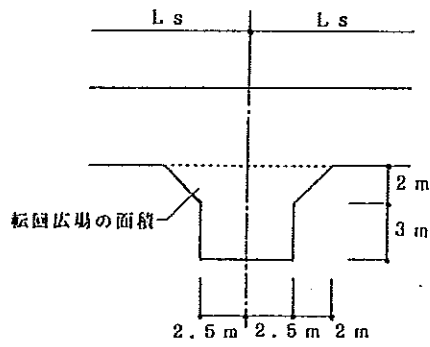
ア 終端の転回広場



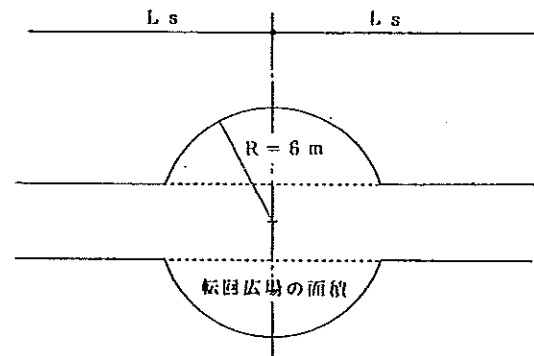
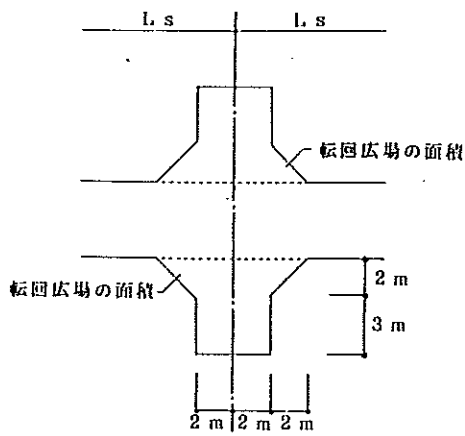
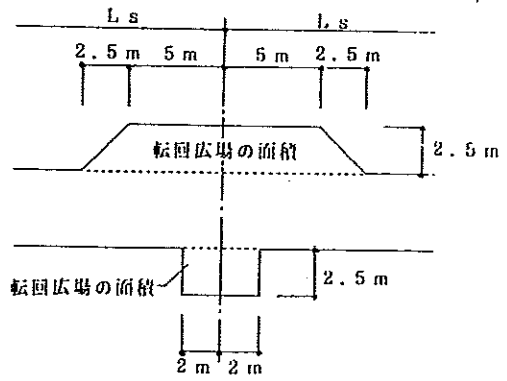
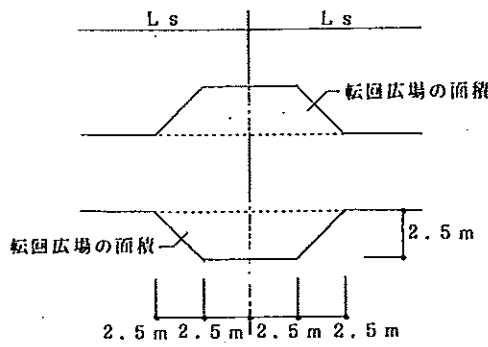
L は指定延長、 $L s$ は 5 (1) の表の長さ以下とする。

イ 途中の転回広場

(7) 片側に設ける場合

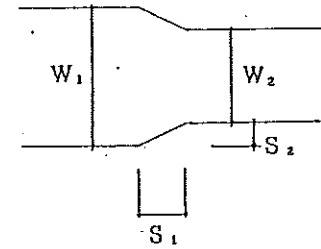
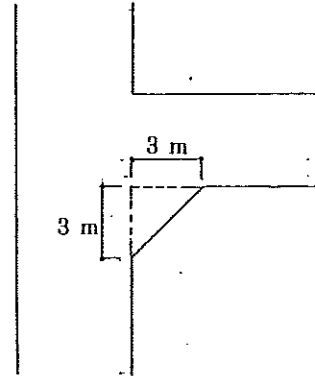
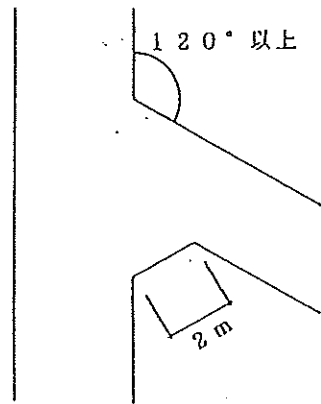
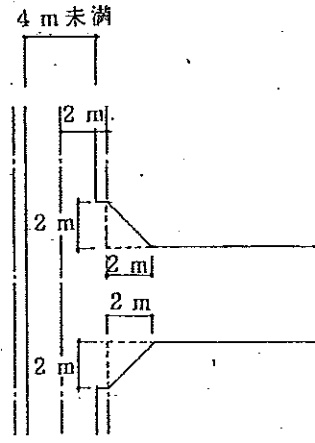
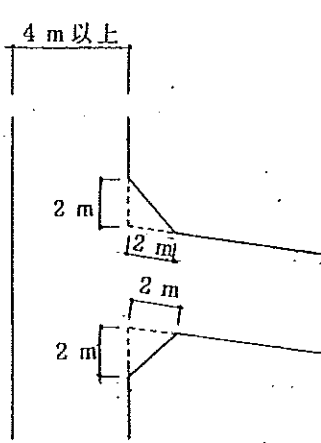


(4) 両側に設ける場合



$L s$ は 5 (1) の表の長さ以下とする。

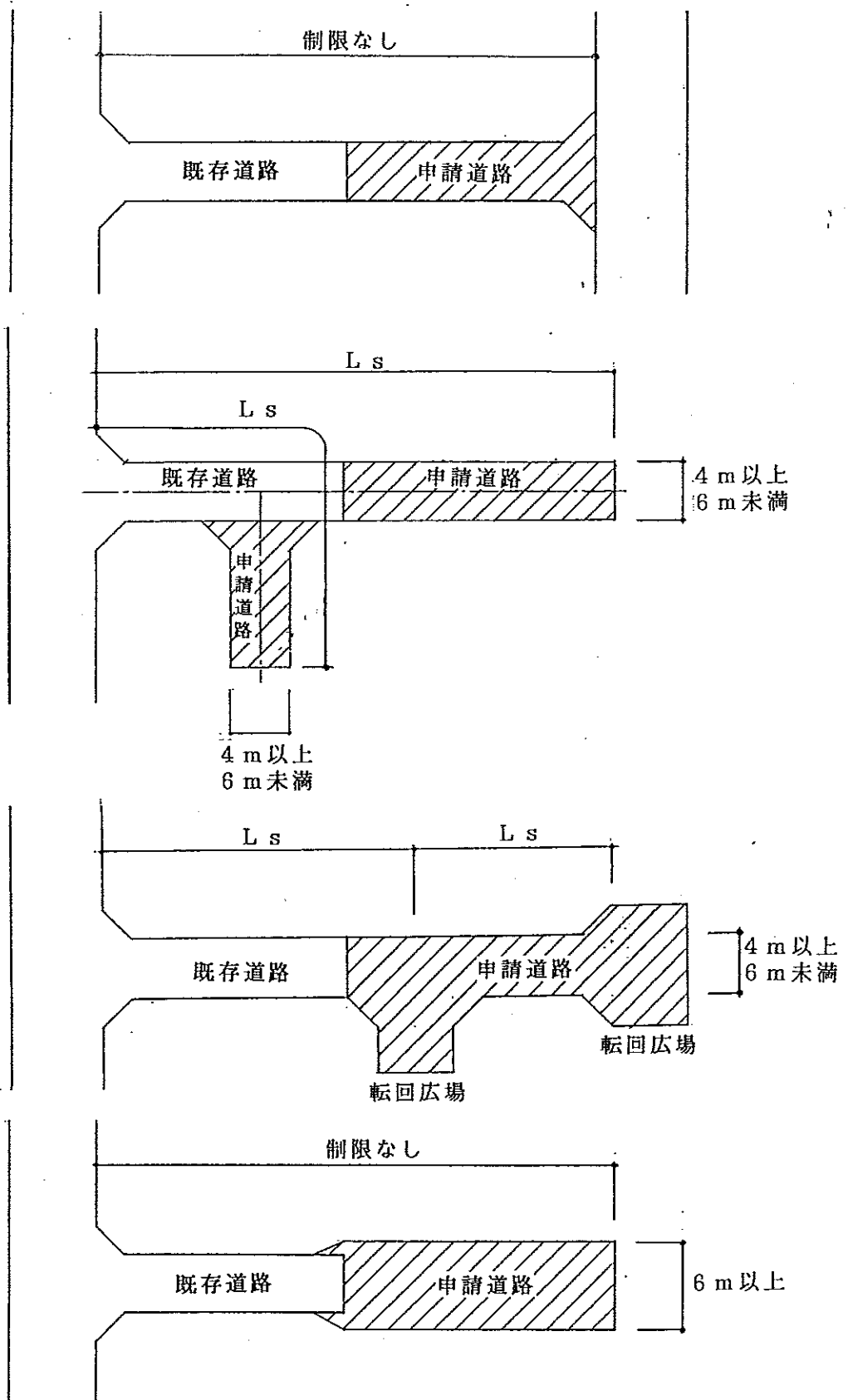
(7) すみ切りについて



$$S_1 \geq S_2 \times 2$$

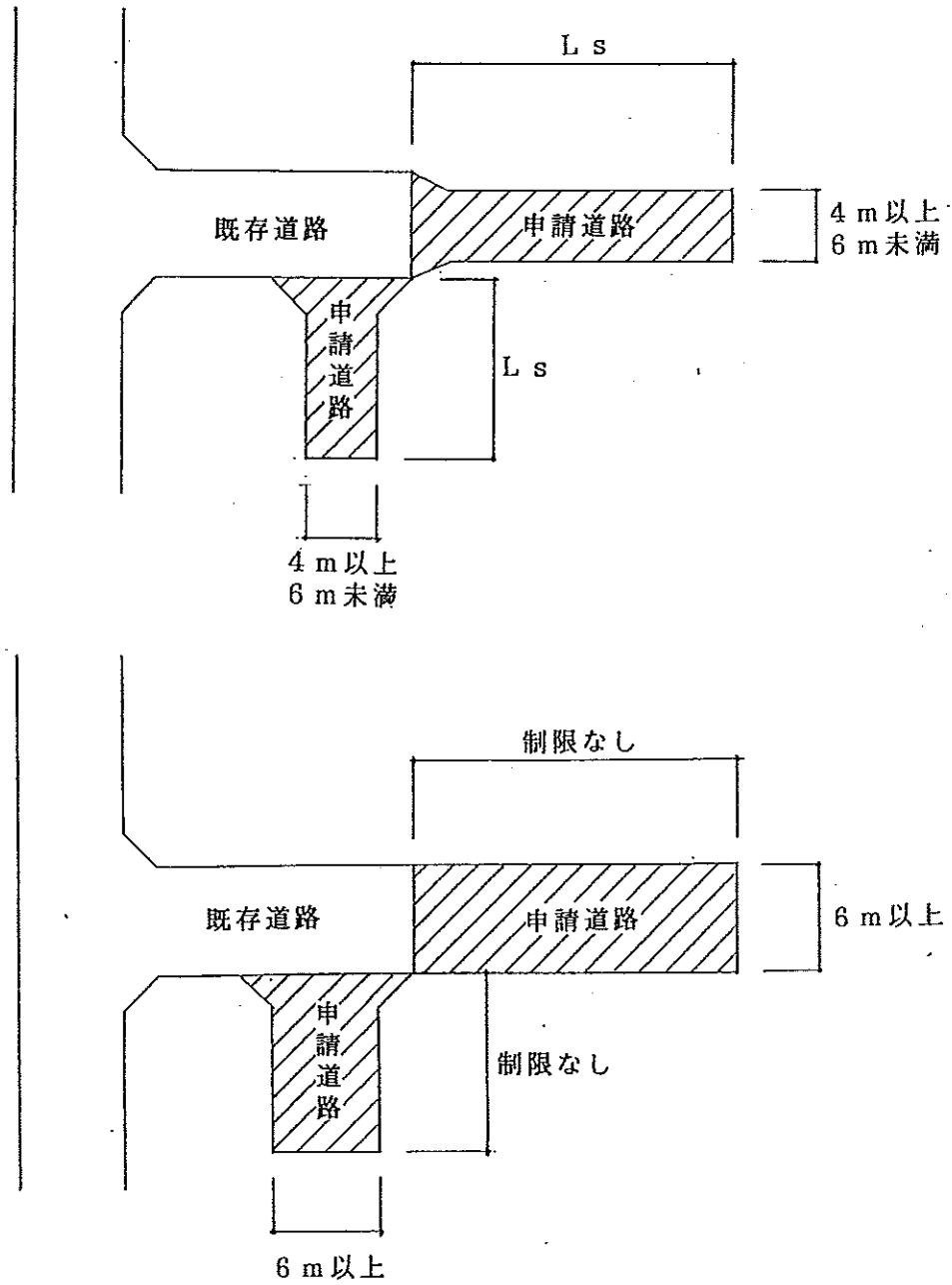
(8) 既存道路に接続する場合

ア 既存道路の幅員が6メートル未満の場合



L s は 5 (1) の表の長さ以下とする。

イ 既存道路の幅員が6メートル以上の場合



Ls は 5 (1) の表の長さ以下とする。

平成 年 月 日

様

三条市長



道路位置の指定・変更申請書の受理通知書

下記により申請のありました道路の位置の指定・変更については、取扱基準に適合していますので、申請計画図書のとおり築造してください。

記

受理年月日	平成 年 月 日
受理番号	第 号
申請地	三条市
申請者住所氏名	

注) 工事が完了したときには、道路築造報告書を提出してください。

市はこの報告書により現場確認を行い、築造が申請書のとおり完了していると認めたときは指定します。

正 本

道路位置の指定(変更・廃止)申請書

年 月 日		(あて先)三条市長		申請者 住 所			
				氏 名		☑	
				電 話		—	
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。							
築 造 主	住 所						
	氏 名		電 話 —				
代 理 者	住 所						
	氏 名		電 話 —				
図 面 作 成 者	住 所						
	氏 名		電 話 —				
指定(変更・廃止)を受けようとする道路	形 態		ア 通り抜け道路 イ 袋路状道路 ウ 自動車の転回広場付き道路				
	道 路	図面上の符号	幅 員	長 さ	関 係 地 名 ・ 地 番		
	自 動 車 の 転 回 広 場 部 分	図面上の符号	面 積		関 係 地 名 ・ 地 番		
接続道路の指定年月日・番号		年 月 日 第 号	変更・廃止する道路の指定年月日・番号		年 月 日 第 号		
申 請 理 由							
道 路 の 標 示 方 法							
工 事 完 了 日 年 月 日							
※ 受 付 欄		※ 処 理 事 項			※指定(変更・廃止)番号欄		
					年 月 日 第 号		
					※ 告 示 番 号 欄		
					年 月 日 第 号		

(注意)※印のある欄は、記入しないでください。

副 本

道路位置の指定(変更・廃止)通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

三条市長



建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)をしたので通知します。

築 造 主	住 所					
	氏 名		電 話 ー			
代 理 者	住 所					
	氏 名		電 話 ー			
図 面 作 成 者	住 所					
	氏 名		電 話 ー			
指定(変更・廃止)を受けようとする道路	形 態	ア 通り抜け道路 イ 袋路状道路				
		ウ 自動車の転回広場付き道路				
	道 路	図面上の符号	幅 員	長 さ	関 係 地 名 ・ 地 番	
	自 動 車 の 転 回 広 場 部 分	図面上の符号	面 積		関 係 地 名 ・ 地 番	
	接 続 道 路 の 指 定 年 月 日 ・ 番 号		年 第	月 号	日 号	変 更 ・ 廃 止 する 道 路 の 指 定 年 月 日 ・ 番 号
工 事 完 了 日		年 月 日				
※ 備 考						

(注意)※印のある欄は、記入しないでください。

第2号様式

道路築造報告書

平成 年 月 日

三条市長 様

申請者

住所

氏名

次のとおり、道路を築造したので報告します。

受理年月日	平成 年 月 日
受理番号	第 号
築造場所	三条市
幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m
備考	